

用語の定義 比較表（建築・土木）

分科会にて議論中

参考資料4

用語	検討状況		用語の定義								
	役割分担表の記載の有無		昨年度第4回検討会資料3における定義	国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン	土木学会監理業務共通仕様書	発注者支援業務共通仕様書	土木設計業務等共通仕様書	土木工事監督技術基準（案）	公共建築設計業務委託共通仕様書	建築工事監理業務委託共通仕様書（建築工事監理指針）	地方整備局営繕工事監督技術基準（案）
	○建築	●土木									
確認	○	●	契約図書に示された事項について、臨場若しくは提示・提出された資料により、契約図書との適合を確かめることをいう。	—	—	—	契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場若しくは請負者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、請負者に対して認めることをいう。	—	—	（工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかを確かめる監督職員の行為のことをいう。「公共建築工事標準仕様書」においては、受注者が行う行為に対して使用される。ほかには、会計法等による給付の確認に該当する事項及び工事契約に直接かわらない分野で行う監督職員の行為に対しても使用される。）	—
承諾	○	●	契約図書で明示した事項で、書面で申し出た設計等の業務あるいは工事の施工上必要な事項について、業務あるいは工事の受注者に対して書面により同意することをいう。	受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	受託者・請負者が委託者・発注者 又は業務者に対し、書面で申し出た、業務 又は工事の遂行上必要な事項 又は契約図書で明示した事項について、委託者・発注者 又は業務者が書面により業務上の行為に同意することをいう。また、業務者が監理業務委託者に対し、書面で申し出た、業務の遂行上必要な事項 又は契約図書で明示した事項について、監理業務委託者 が書面により業務上の行為に同意することをいう。	受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	契約図書で明示した事項で、請負者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。	受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は調査職員が書面により同意することをいう。	受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た工事監理業務の遂行上必要な事項について、発注者又は調査職員 が書面により同意することをいう。	契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により了解することをいう。
審査	○	●	提出された書類等を基に、要件・基準に対して適合しているかを判断することをいう。	—	—	—	—	—	—	—	—
調査	○	●	契約図書と現場条件との齟齬が生じた場合、あるいは災害が発生した場合において、目視、測量等を通じて現場の状況を把握することをいう。	—	—	—	—	—	—	—	—
立会	○	●	契約図書に示された項目について、臨場し、内容を確かめることをいう。	—	契約図書に示された項目において、委託者・発注者 又は業務者が臨場し、内容を確かめることをいう。	—	—	契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確かめることをいう。	—	—	契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確かめることをいう。
協力	○	●	他の事業関係者が業務事項を行うに際して、資料・情報等の提供を行うことをいう。	—	—	—	—	—	—	—	—
提示	○	●	設計等の業務あるいは工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	—	—	—	受注者が調査職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	—	—	—	—
提案	○	●	設計等の業務又は工事に関して判断が必要な事項に関して、自らの考えを書面をもって示すことをいう。 ※発注者の判断を仰ぐもの	—	受託者・請負者が委託者・発注者に対し、業務 又は工事に関して有益となる事項について、書面をもって知らせることをいう。また、業務者が受託者・請負者に対し、又は受託者・請負者が業務者に対し、業務 又は工事に関して有益となる事項について、書面をもって知らせることをいう。	—	—	—	—	—	—
助言	○	●	発注者に対し、発注者の判断に関して有益となる事項について、口頭または必要に応じ書面により知らせることをいう。	—	業務者が委託者・発注者に対し、監理業務に関して有益となる事項について、口頭等書面以外の方法により知らせることをいう。	—	—	—	—	—	—
受理	○	●	契約図書に基づき設計等の業務あるいは工事の受注者の責任において発注者に提出された書面を発注者が受け取り、内容を把握することをいう。	契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	—	契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	契約図書に基づき請負者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。	—	—	契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
管理	○	●	定められた方針や基準をもとに管轄し、取りまとめることをいう。	—	—	—	—	—	—	—	—
実施	○	●	当該業務事項を行い、その結果を書面等に整理・とりまとめを行うこと。	—	—	—	—	—	—	—	—

用語	検討状況		用語の定義								
	役割分担表の記載の有無		昨年度第4回検討会資料3における定義	国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン	土木学会監理業務共通仕様書	発注者支援業務共通仕様書	土木設計業務等共通仕様書	土木工事監督技術基準（案）	公共建築設計業務委託共通仕様書	建築工事監理業務委託共通仕様書（建築工事監理指針）	地方整備局営繕工事監督技術基準（案）
	○建築	●土木									
受検	○	●	他機関による法令基準等に対する適合性の確認をするための検査や 技術検査 、給付の完了のための検査を受けることをいう。	—	—	—	—	—	—	—	—
設定	○	●	CMR、工事監理者、設計者、施工者からの提案等を 基 に計画内容、条件等を定めることをいう。	—	—	—	—	—	—	—	—
決定	○ 業務項目のみ	● 業務項目のみ	CMR、工事監理者、設計者、施工者からの提案等を基に、発注者として計画等を定めることをいう。	—	—	—	—	—	—	—	—
報告	○	●	設計等の業務あるいは工事の施工の状況または結果について書面により知らせることをいう。	受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。	委託者・発注者が受託者・請負者に対し、又は受託者・請負者が委託者・発注者に対し、業務 又は工事に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。また、業務者が受託者・請負者に対し、又は受託者・請負者が業務者に対し、業務 又は工事に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。	受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。	受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。	—	受注者が発注者又は調査職員若しくは検査職員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。	受注者が発注者又は調査職員若しくは検査職員に対し、工事監理業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。	—
作成	○	●	契約図書に示された事項について、資料等を作成することをいう。	—	受託者・請負者が契約図書に示された事項について、書面により作り上げることをいう。	—	—	—	—	—	—
支援	○	●	発注者が行う業務事項に関して、その実行の準備、書面の作成等の補助を行うことをいう。	—	業務者が委託者・発注者が実施する作業に対し、準備や書面の作成の補助を行うことをいう。	—	—	—	—	—	—
通知		● 業務項目のみ	設計等の業務あるいは工事の受注者に対して、業務あるいは工事に関する事項について書面をもって知らせることをいう。	発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。	委託者・発注者が受託者・請負者に対し、又は受託者・請負者が委託者・発注者に対し、業務 又は工事に関する事項について書面をもって知らせることをいう。また、業務者が受託者・請負者に対し、又は受託者・請負者が業務者に対し、業務 又は工事に関する事項について書面をもって知らせることをいう。	発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。	発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	監督職員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	工事監理業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
出席			対象事業に係る会議において、求められた場合に情報提供等を行うため会議にすること。	—	—	—	—	—	—	—	—
把握	○ 業務項目のみ	● 業務項目のみ	臨場若しくは提出又は提示された資料により、設計等の業務あるいは工事の内容等について、契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、業務あるいは工事の受注者に対して認めるものではない。	—	—	—	—	監督職員等が臨場若しくは請負者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、請負者に対して認めるものではない。	—	—	監督職員が、臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
評価	○ 業務項目のみ	● 業務項目のみ	設計等の業務あるいは工事の受注者からの提案に関して、その妥当性、契約図書への適合性を判定することをいう。	—	委託者・発注者 又は業務者が監理業務委託 契約図書に明示された事項について判定することをいう。	—	—	—	—	—	—
指示	○ 業務項目のみ	● 業務項目のみ	監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	委託者・発注者 又は業務者が受託者・請負者に対し、業務 又は工事の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	調査職員又は検査職員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	調査職員又は検査職員が受注者に対し、工事監理業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
検討	○ 業務項目のみ	●	特定の事項について詳しく調べ、適切な対応方策等を案出し提示することをいう。	—	特定の事項について詳しく調べ、適切に対応を考えることをいう。	—	—	—	—	—	—
協議	○ 業務項目のみ	● 業務項目のみ	書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。	書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	委託者・発注者と受託者・請負者が対等の立場で合議することをいう。	書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。	書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。	書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。	書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
更新	○	● 業務項目のみ	計画等に関して新たな変更事項・情報が発生した場合に、定期的あるいは随時、従来の計画等を追加・変更することをいう。	—	—	—	—	—	—	—	—

用語	検討状況		用語の定義									
	役割分担表の記載の有無		昨年度第4回検討会資料3における定義	国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン	土木学会 監理業務共通仕様書	発注者支援業務 共通仕様書	土木設計業務等共通仕様書	土木工事監督技術基準（案）	公共建築設計業務委託 共通仕様書	建築工事監理業務委託 共通仕様書 （建築工事監理指針）	地方整備局 営繕工事監督技術基準（案）	
	○建築	●土木										
伝達	○ 業務項目のみ		設計等の業務あるいは工事の受注者に対して、発注者の決定事項を伝えることをいう。	—	—	—	—	—	—	—	—	
参加	○ 業務項目のみ	● 業務項目のみ	対象事業に係る会議において決定する事項に関して、その立場に立った意見を述べることをいう。	—	—	—	—	—	—	—	—	
提出	○	●	受託者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 （横並びで修正済）	受注者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	受託者・請負者が委託者・発注者又は業務者に対し、業務に係わる事項又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	受注者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	—	受注者が発注者又は調査職員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	受注者が発注者又は調査職員に対し、工事監理業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	—	
説明	○	● 業務項目のみ	法令上必要な資料を作成し、発注者に説明することをいう。	—	—	—	—	—	—	—	—	
申請	○	●	契約図書に基づき、設計等の業務あるいは工事の施工上必要な事項について、事前に承諾を得るために書面で申し出ること。	—	—	—	—	—	—	—	—	
以下、参考												
調整	○ 業務項目のみ	● 業務項目のみ	—	—	委託者・発注者又は業務者が、受託者・請負者等から提出された書類について適切な整合を図ることをいう。	—	—	—	—	—	（監督職員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないように協議し必要事項を受注者等に対し指示することをいう。ほかには、工事契約に直接関わらない分野で行う監督職員の行為に対しても使用している。また、設計図書に基づいて、工事目的物が具体化されていく段階で生じる数々の問題を適切に処理し、工事の進捗を円滑に保つことをいう。）	—
検査	○ 業務項目のみ	● 業務項目のみ	—	契約書第3条2条（検査等の条項）に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。	以下のいずれかに該当するものをいう。 （1） 監理業務委託契約図書に基づき、監理業務検査職員が監理業務の完了（既済部分の完了を含む。）を確認することをいう。 （2） 測量・調査・設計等業務委託契約図書に基づき、測量・調査・設計等業務検査職員が業務の完了（既済部分の完了を含む。）を確認することをいう。 （3） 工事請負契約図書に基づき、工事検査職員が工事の完了（既済部分の完了を含む。）を確認することをいう。	契約書第3条2条に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。	契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。	—	検査職員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。	検査職員が契約図書に基づき、工事監理業務の完了の確認及び部分払の請求に係る出来形部分の確認をすることをいう。	契約図書に規定された工事の施工の各段階で受注者が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者より提出された資料に基づき、監督職員が契約図書との適否を判断することをいう。	
請求	○ 業務項目のみ	● 業務項目のみ	—	発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるとをいう。	委託者・発注者が受託者・請負者に対し、又は受託者・請負者が委託者・発注者に対し、契約内容の履行又は変更に関して書面をもって行為を求めるとをいう。また、業務者が受託者・請負者に対し、又は受託者・請負者が業務者に対し、契約内容の履行又は変更に関して書面をもって行為を求めるとをいう。	発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるとをいう。	発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるとをいう。	—	発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めるとをいう。	発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めるとをいう。	—	
打合せ		● 業務項目のみ	—	業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	業務又は工事を適正かつ円滑に実施するために面談により、方針や条件等の疑義を正すことをいう。	業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	—	設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。	工事監理業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等が調査職員と面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すこと及び工事の受注者等と業務実施上必要な面談等を行うことをいう。	—	
監督			—	—	—	—	—	—	—	—	契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の検査及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。	
委任			—	全権を与えるものではなく、判断・意志決定については調査職員の承諾を受けて行うことをいう。	—	—	—	—	—	—	—	

用語	検討状況		用語の定義								
	役割分担表の記載の有無		昨年度第4回検討会資料3における定義	国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン	土木学会 監理業務共通仕様書	発注者支援業務 共通仕様書	土木設計業務等共通仕様書	土木工事監督技術基準（案）	公共建築設計業務委託 共通仕様書	建築工事監理業務委託 共通仕様書 （建築工事監理指針）	地方整備局 営繕工事監督技術基準（案）
	○建築	●土木									
申出			-	受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めるとをいう。	-	受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めるとをいう。	受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めるとをいう。	-	-	-	-
質問			-	不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	不明な点に対して書面をもって問うことをいう。	不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	-	-	-	-
回答	○ 業務項目のみ		-	質問に対して書面をもって答えることをいう。	質問に対し書面をもって答えることをいう。	質問に対して書面をもって答えることをいう。	質問に対して書面をもって答えることをいう。	-	-	-	-
了解			-	契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	-	契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	-	-	-	-
修補			-	-	-	-	発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。	-	発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。	-	-
照査			-	-	-	-	受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。	-	-	-	-